

## 17 精神障害者への医療費助成（国・県）の拡充について

障害者に対する医療費助成につきましては、障害の種別にかかわらず、共通の制度のもとで一元的な運用が図られることが望ましいと考えております。

しかしながら、医療費助成のうち、国制度の「自立支援医療」は精神通院医療のみを対象としており、入院治療が助成の対象となっていないほか、県の「重度心身障害者等医療費助成」についても、65歳未満の重度の精神障害者及び65歳以上70歳未満の軽度の精神障害者が助成の対象となっておりません。

精神障害者の退院促進や地域移行が推進される中、障害者の自立生活を支え、適切な治療や経済的な支援等を受けることができるよう**精神障害者への医療費助成（国・県）の拡充**について格段の配慮をお願いします。

### 主な事項

- 1 国の「自立支援医療」に、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する急性期の入院患者を対象とすること。
- 2 県の「重度心身障害者等医療費助成」に、65歳未満の精神障害者保健福祉手帳1級の所持者及び65歳以上70歳未満の精神障害者保健福祉手帳3級の所持者等を対象とするなど、身体・知的障害に準じた制度に見直すこと。

### 国の制度（自立支援医療）

	更生医療(18歳以上)	育成医療(18歳未満)	精神通院医療
対 象	・身体障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるもの ・手帳要件あり	・身体障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるもの ・手帳要件なし	・通院による精神医療を継続的に要する症状にあるもの ・手帳要件なし
助成内容	対象疾病の入院・通院	対象疾病の入院・通院	対象疾病の通院
実施主体	市町村	市町村	都道府県
財 源	国2/4 県1/4 市1/4	国2/4 県1/4 市1/4	国1/2 県1/2

### 県の制度（重度心身障害者等医療費助成）

	身体障害	知的障害	精神障害
65歳未満の重度の対象	・身体障害者手帳1・2級	・療育手帳A	なし
65歳以上70歳未満の軽度の対象	・身体障害者手帳4級の一部、5～6級	・療育手帳B	なし
助成内容	入院・通院	入院・通院	なし
実施主体	市町村	市町村	なし
財 源	県1/2 市1/2	県1/2 市1/2	なし